

| 基本方針            | 分野別施策   | 行政の取り組み  | R7取り組み内容  |
|-----------------|---|--|---|
| 1 疾病予防と日々の健康づくり | (1) がん  | 1 がん予防のための生活習慣について、生涯にわたって市民へ周知します。  | ・「がん診ガイド」に日本人のためのがん予防（5+1）を掲載し、情報提供する。（健康課）   |
|                 |   | 2 がん検診の個別通知や、定期的な「がん診ガイド」等の配布、広報・ホームページ等を通じた市民への情報発信・啓発により、市民のがん検診に対する意識を高めます。                     | ・「がん診ガイド」の全戸配布、ホームページ等でがん検診について周知する。（健康課）   |
|                 |   | 3 職域保健等と連携した受診勧奨を実施します。  | ・協会けんぽと連携し、被扶養者専用のがん検診の企画及び受診勧奨の実施について、令和8年度の実現に向けて協議を進めます。（健康課）  |
|                 |   | 4 保健センターでの集団検診、医療機関での個別検診により、各種がん検診を実施します。   | ・集団検診を合計53日間、市内13医療機関で個別検診を実施する。（健康課）   |
|                 |   | 5 検診申込方法の利便性を向上させます。   | ・令和7年度からがん検診の申し込みにWEB予約を導入し、受診予約が取りやすいよう支援する。また、WEBや電話予約した人の受診票の受け取りをする手間を省くため受診票を郵送する。（健康課）              |
|                 |   | 6 働き盛りや子育て世代などの忙しい人でもがん検診を受けやすくなるよう、実施に関する工夫を行うとともに環境整備を進めます。                                      | ・がん検診の土曜日開催を実施する。子連れで受診できるよう配慮する。また、ヤング健診受診者に乳がん自己触診法の健康教育を実施し、乳がん検診の受診を勧奨する。（健康課）                        |
|                 |   | 7 精密検査未受診者への受診勧奨を実施します。  | ・要精検対象者の結果通知に資料を同封し、精密検査受診の重要性について啓発する。また、一定期間内に受診をしない人には、電話で受診勧奨する。（健康課）                                 |
|                 |   | 8 商工会や企業等に対して、がん検診に関する情報発信や啓発を行います。  | ・商工会定期健康診断でがん検診に関するちらしを配布し、啓発を行う。（健康課）  |
|                 | (2) 循環器疾患   | 1 特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、効果的な受診勧奨を行います。  | ・国民健康保険（40歳～74歳）の加入者に特定健康診査を実施する。また、後期高齢者医療の加入者に健康診査を実施する。（市民窓口課）   |
|                 |   | 2 人間ドックの費用助成など、積極的に健康診査を受けられるよう支援を行います。  | ・未受診者に郵送による受診勧奨をするとともに医師会と連携し、市内医療機関でチラシを配布する。また、過去に人間ドック等の受診歴のある人や、国民健康保険に加入した人に対し、ハガキによる受診勧奨を行う。（市民窓口課） |
|                 |   | 3 循環器疾患をはじめとする生活習慣病予防に関する情報を定期的に発信し、広く市民へ知識を普及します。また、情報発信においては、若い世代を含むより多くの市民に情報が伝わるよう、実施方法を工夫します。 | ・国民健康保険（40歳～74歳）及び後期高齢者医療の加入者を対象に市内医療機関で実施する人間ドック・脳検査・脳ドック費用の一部を助成する。（市民窓口課）                              |
|                 |   | 4 循環器疾患に関する知識や予防のための生活習慣改善について講座や教室を開催します。   | ・循環器疾患に関する知識や予防のための生活習慣改善についての講座を開催する。（健康課）   |
|                 | (3) 糖尿病   | 1 特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、効果的な受診勧奨を行います。  | ・国民健康保険（40歳～74歳）の加入者に特定健康診査を実施する。また、後期高齢者医療の加入者に健康診査を実施する。（市民窓口課）   |
|                 |   | 2 人間ドックの費用助成など、積極的に健康診査を受けられるよう支援を行います。  | ・未受診者の受診勧奨として郵送による勧奨と医師会と連携し、市内医療機関でチラシを配布する。過去に人間ドック等の受診歴のある人や、国民健康保険に加入した人に対し、ハガキによる受診勧奨を行う。（市民窓口課）     |
|                 |   | 3 糖尿病をはじめとする生活習慣病予防に関する情報を定期的に発信し、広く市民へ知識を普及します。また、情報発信において若い世代など、より多くの市民に情報が伝わるよう、実施方法を工夫します。     | ・特定健康診査の結果により生活習慣病のリスクが高い人に、個別通知にて情報提供及び教室への参加勧奨を行う。また、循環器疾患予防に重要な体重管理について、子育て支援アプリで保護者に配信する。（健康課）        |
|                 |   | 4 糖尿病に関する知識や予防のための生活習慣改善について講座や教室を開催します。   | ・循環器疾患に関する知識や予防のための生活習慣改善についての講座を開催する。（健康課）   |
|                 |   | 5 糖尿病の人に対し、合併症を予防するための働きかけや医療機関と連携した保健指導を実施します。  | ・糖尿病連携手帳を活用し、かかりつけ医と情報共有を図る。（市民窓口課）   |
|                 |   | 6 五条川健幸ロードなど市民が自然に運動しやすい環境の整備を継続します。   | ・保健事業や特定保健指導の利用者のうち糖尿病リスクが高い人に生活習慣改善指導を実施し、受診勧奨判定の人は、受診勧奨し、医療機関につなげる。（健康課）                                |
|                 | (4) たばこ   | 1 たばこが身体に及ぼす影響や健康被害について広く周知し、喫煙防止につなげます。   | ・糖尿病等生活習慣病重症化予防事業で把握した血糖値が高い糖尿病未治療者及び治療中断者には受診勧奨し、保健指導医連絡票を配布し、医療機関と連携した保健指導を実施する。（健康課）（市民窓口課）            |
|                 |   | 2 乳幼児のいる家庭や妊婦とその家族などへの情報提供を行い、妊婦及び子どもの受動喫煙防止を進めます。   | ・学校6年生と中学校2年生を対象に喫煙防止について保健の授業を実施する。（学校教育課）   |
|                 |   | 3 禁煙希望がある喫煙者に対し、禁煙指導を行うことでたばこをやめられるよう支援します。  | ・COPDに関する知識や予防のための生活習慣改善についての講座を開催する。（健康課）  |
|                 |   | 4 「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例」により、快適な環境づくりを図ります。   | ・母子健康手帳交付時に喫煙している妊婦に禁煙指導を実施する。また、同居家族に喫煙者がいる乳幼児健康診査受診者に禁煙を勧めるリーフレットを配布する。（健康課）                            |
|                 | (5) アルコール   | 1 生活習慣病のリスクを高める飲酒量やアルコールによる健康被害について啓発します。  | ・健康チェックの日に禁煙希望者に禁煙指導を実施する。（健康課）   |
|                 |   | 2 20歳未満の人や妊婦が飲酒しないよう、情報提供や啓発を行います。   | ・「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例」に基づき、路上喫煙禁止区域内で喫煙所以外で喫煙している人に指導員が指導する。（環境政策課）  |
|                 |   | 3 アルコール依存症に関する相談を受け付け、必要に応じて適切な機関・団体等へつなぎます。   | ・ホームページで適正飲酒量や相談窓口について情報提供する。また、健康フェアに尾北斬酒会コーナーを設置し、適正飲酒量やアルコール依存症に関する相談先について周知する。（健康課）                   |
| 2 歯と口腔の健康づくり    | 1 妊娠期、乳幼児期から高齢期まで、様々なライフステージに応じて歯科疾患の予防や歯・口腔と全身の健康との関連などについての知識の普及啓発を実施します。 | ・母子保健事業に参加する保護者に集団指導を実施して、う蝕予防や口腔機能の獲得について普及啓発する。（健康課）   |   |
|                 |   | 2 各種歯科健康診査を実施するとともに、受診率の増加に向けて個別通知や広報・SNSによる周知啓発を行います。   | ・保育園で乳幼児に正しい歯みがきや歯の大切さ等を伝える。（こども家庭課）（健康課）   |
|                 |   | 3 かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健康診査を受けることの重要性を普及啓発します。  | ・小学校1～4年生の児童を対象にフッ化物洗口を実施する。（学校教育課）（健康課）  |
|                 |   | 4 8020運動を通じ、歯と口腔の健康づくりを推進します。また、オーラルフレイルの早期発見と改善に向けた体制を整備します。                                      | ・地域サロン等に健幸伝道師を派遣し、高齢者にオーラルフレイル予防について普及啓発する。（健康課）  |

| 基本方針                  | 分野別施策  | 行政の取り組み   | R7取り組み内容   |
|-----------------------|--|---|--|
| 3 食生活の改善や食育による健康づくり   | (1) 栄養・食生活   | 1 食習慣の改善に向けて男性や子どもの肥満、女性（20～30歳代）のやせ、高齢者の低栄養傾向など、年代や性別等に応じた情報発信を行います。   | ・栄養教室は18歳以上だけでなく、中高生を対象に実施することで今までよりも幅広い世代に正しい栄養情報を提供する。高齢者の低栄養予防のための教室や健幸づくり伝道師による栄養講座を実施する。（健康課）<br>・肥満・やせについて注意が必要であると校医が判断した児童生徒に手紙を配布する。（学校教育課）   |
|                       |  | 2 母親教室や育児講座、各種健診時を通じ、妊娠や乳幼児の保護者に対し、子どもの頃からの食の大切さについて情報提供を行います。  | ・乳幼児期の子どもを持つ保護者に栄養・食生活に関する情報発信をする。（こども家庭課）<br>・母子保健事業の健康教育や栄養相談を通じて、保護者へ子どもの頃からの食の大切さについて情報提供を行います。（健康課）   |
|                       |  | 3 循環器疾患や糖尿病等の生活習慣病を予防するための食生活について学ぶことができる機会を提供します。  | ・成人保健事業の健康教育や栄養教室で、生活習慣病等を予防する食を学ぶ機会を提供する。特定保健指導利用者に、健康な食事について情報提供する。（健康課）   |
|                       |  | 4 健幸情報ステーションとして登録した飲食店や事業所等と連携し、幅広い市民に望ましい食生活等に関する情報発信を行います。  | ・野菜摂取に関するリーフレットを作成し、健幸情報ステーション登録事業者に配布し事業所に設置してもらい、市民に普及啓発する。（健康課）   |
|                       |  | 5 健幸づくりサポートー（食生活改善の推進）の養成をし、活動を支援します。   | ・年1回の養成講座、年12回の学習会を実施する。また、健康フェアの展示取組、食品ロス削減サポートー受講等の活動支援をする。（健康課）   |
|                       | (2) 食育   | 1 食育について興味・関心を高められるよう、多様な媒体を活用して食育についての情報発信や啓発を行います。  | ・保育園児にクイズや紙芝居等を通して食育についての啓発を行う。（こども家庭課）<br>・愛知北農業協同組合岩倉支店と連携し、市内保育園4か所でバケツによる福づくろい体験を行う。バケツで育った稻を園児自らの手で収穫し給食で食べることによりお米への興味関心を深める。（商工農政課）（こども家庭課）<br>・健康フェアの展示を通じて食への関心を高めるようにする。また、栄養教室を実施し、調理体験を通じて食の大切さを学ぶ。乳幼児を持つ保護者対象に野菜を使ったレシピを子育て支援アプリで配信する。（健康課）<br>・栄養教諭が、全小中学校の給食時間に学年に応じた食指導を実施する。また、学校給食予定献立表の裏面に献立や旬の食材の説明などをまとめた「ひとことメモ」を記載し、児童生徒や保護者に対して、食に関する知識等の周知・啓発する。（学校教育課） |
|                       |  | 2 農業体験塾や市民農園等を通じ、市民が身近な場所で農業にふれることができる環境をつくります。   | ・市内5か所の市民農園を農業に関心がある市民に貸し出す。また、農業従事者から技術指導を受けながら農作物を栽培する農業体験塾を実施し、農業と食に関わる機会を提供する。（商工農政課）  |
|                       |  | 3 学校給食に地元産の食材を利用するなど、広く市民に地産地消を推進します。   | ・学校給食に地元産の農産物を取り入れ、旬産、旬消を図るとともに安全・安心な食材の確保に努める。また、給食として郷土料理を提供することにより児童生徒に地域への理解を深め、愛着を高める機会を作る。（学校教育課）  |
|                       |  | 4 給食における食べ残し対策やフードドライブの実施、講座の開催等を通じ、食品ロスの削減に向けた取組を進めます。   | ・食品ロスに関するポスターの掲示により、食品ロスに対する意識向上を促し、年1回、フードドライブを実施し、食品ロスの削減に努める。（環境政策課）<br>・保育園の給食における食べ残し対策の実施、講座の開催等を通じ、食品ロスの削減に向けた取組を進める。（こども家庭課）<br>・食べ残しを減らすために献立作成委員会及び物資購入選定委員会に保護者の代表や各学校の給食主任が参加し、児童生徒の好み等を意見として給食の献立に取り入れる。（学校教育課）   |
| 4 適度な運動・身体活動を通じた健康づくり | 1 ポールウォーキングやスクエアステップ、シルバーリハビリ体操等の、市民が取り組むことができる運動を普及します。                       | ・健幸づくりサポートーによる運動事業、スクエアステップ、シルバーリハビリ体操、ボッチャ体験会等を開催する。（健康課）（長寿介護課）（生涯学習課）  |  |
|                       | 2 運動ができる場に関する情報を提供します。   | ・広報、ホームページ等で運動できる場について情報提供する。（健康課）（長寿介護課）（生涯学習課）  |  |
|                       | 3 各種健診時の啓発や体力チェックの機会などを通じ、運動・身体活動の重要性を周知啓発します。                                 | ・ヤング健診や商工会の健診等で体力チェックを実施して、運動の重要性を周知する。（健康課）  |  |
|                       | 4 五条川健幸ロードなど自然に運動がしやすくなる環境を整備します。  | ・快適に尾北自然歩道、五条川健幸ロードを利用できるように休憩所、健康器具、案内サイン等を適切に管理（各休憩所の修繕を随時）するとともに、各施設等の充実を図る。（維持管理課）<br>・五条川健幸ロードについて、リーフレットの配布等で周知する。（健康課） |  |
|                       | 5 フレイル予防・介護予防の観点から、高齢者の運動習慣の定着に向けた支援を行います。                                     | ・健幸づくりサポートーによる運動、シルバーリハビリ体操等を定期的に開催する。（健康課）（長寿介護課）  |  |
|                       | 6 健幸づくりサポートーやシルバーリハビリ体操指導士を育成し、地域での活動を支援します。                                   | ・健幸づくりサポートー養成講座、シルバーリハビリ体操指導士養成講座を開催する。（健康課）（長寿介護課）   |  |
|                       | 7 スポーツ推進委員活動や岩倉スポーツクラブでの活動を支援するとともに指導者の育成を行い、地域において運動機会の増加を図ります。               | ・スポーツ教室やスポーツイベントの開催を通してスポーツクラブ会員を募集し、スポーツクラブの活動を支援する。また、スポーツクラブ会員及びスポーツ推進委員が活動する際に会場の設営やルール作り等を支援し、指導者の育成を行う。（生涯学習課）          |  |
| 5 自分らしく生きるこころの健康づくり   | 1 こころの健康や休養・睡眠の重要性についての情報発信や啓発を行います。また、各世代等に合わせた休養のとり方やストレス解消法等についての情報提供に努めます。 | ・こころの健康講座を実施し、こころの健康や休養・睡眠の重要性について啓発を行う。また、乳幼児健診診の問診時に心身の調子について保護者に確認し、改善が必要な場合、保健指導を実施し、利用できるサービスを紹介する。（健康課）                 |  |
|                       | 2 臨床心理士によるこころの健康相談を実施します。  | ・臨床心理士によるこころの健康相談、健康チェックの日でのこころの相談、随時の面接、電話相談を実施し、一人で悩まないように気軽に相談できる場を提供する。（健康課）  |  |
|                       | 3 地域での交流機会や身近な相談窓口についての情報発信を行います。  | ・相談窓口についてのちらしを窓口に設置、必要時に配布を行い、情報提供する。（健康課）<br>・地域での交流機会や身近な相談窓口としての市民相談室等について、ポスター・チラシの掲示と広報やホームページ等で定期的に情報発信を行います。（福祉課）      |  |
|                       | 4 懸念している人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげる役割を持つゲートキーパーを養成します。                               | ・ゲートキーパー養成の研修を一般市民向けの基礎研修と妊産婦及び関係者向けに特化したゲートキーパー研修を実施する。（福祉課）   |  |
|                       | 5 さまざまな問題や事例に対して、関係機関と連携して対応となる人の支援を行います。                                      | ・重層的支援体制整備事業を基盤に包括的相談支援事業や多機関協働事業等を実施し、複合的な課題に対応し、切れ目のない支援体制を構築する。（福祉課）   |  |
|                       | 6 こころの健康に関係した薬との上手な付き合い方について周知啓発します。   | ・薬剤師による講座を開催し、薬との付き合い方について周知する。（健康課）  |  |
| 6 社会全体での健幸づくり         | 1 専門職が健幸伝道師として地域の活動に出向きます。   | ・健幸伝道師を地域のサロン等に派遣し、高齢者にフレイル予防として社会的なつながりの大切さについて啓発する。（健康課）  |  |
|                       | 2 健幸づくりサポートーなどの健幸づくりのボランティア団体の活動を支援するとともに、協働による健幸づくり活動を展開します。                  | ・地域で健幸づくり活動をする健幸づくりサポートーやシルバーリハビリ体操指導士養成講座を実施し、会場の確保、周知の協力等により活動を支援する。（健康課）   |  |
|                       | 3 高齢者交流サロン活動の活性化を促進します。  | ・サロンの立ち上げや運営に対して補助金交付による支援を行うとともに、生活支援コーディネーターと連携し、地域でサロン運営を担う人材を発掘に努める。（長寿介護課）   |  |
|                       | 4 団体や企業等と連携し、自然に健康的な生活を送れる環境づくりを推進します。   | ・商工会や企業と連携し体力チェック事業の実施や健幸づくりサポートー（健幸情報ステーション）の登録を促し、健幸づくりの情報を発信する。（健康課）   |  |